

令和2年9月  
勝浦市議会定例会会議録（第1号）

令和2年9月7日

○出席議員 15人

1番 鈴木克巳君	2番 狩野光一君	3番 渡辺ヒロ子君
4番 照川由美子君	5番 戸坂健一君	6番 磯野典正君
7番 久我恵子君	8番 寺尾重雄君	9番 松崎栄二君
10番 丸昭君	11番 佐藤啓史君	12番 岩瀬洋男君
13番 黒川民雄君	14番 岩瀬義信君	15番 末吉定夫君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 土屋元君	副市長 竹下正男君
教育長 岩瀬好央君	総務課長 平松等君
企画課長 長田悟君	財政課長 植村仁君
税務課長 齋藤恒夫君	市民課長 岩瀬由美子君
高齢者支援課長 元吉宏行君	福祉課長 軽込一浩君
生活環境課長 山口崇夫君	都市建設課長 川上行広君
農林水産課長 大森基彦君	観光商工課長 高橋吉造君
会計課長 土屋英二君	学校教育課長 吉野英樹君
生涯学習課長 屋代浩君	水道課長 大野弥君
消防防災課長 神戸哲也君	代表監査委員 西川徹君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 吉清佳明君	議会係長 原隆宏君
------------	-----------

---

議事日程

議事日程第1号

- 第1 諸般の報告
- 第2 行政報告
- 第3 会期の決定
- 第4 会議録署名委員の指名
- 第5 議案上程・説明・質疑・討論・採決

- 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度勝浦市一般会計補正予算）
- 第6 議案上程・説明・報告
- 議案第46号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第47号 勝浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第48号 令和2年度勝浦市一般会計補正予算
- 議案第49号 令和2年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第50号 令和2年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 議案第51号 令和2年度勝浦市介護保険特別会計補正予算
- 議案第52号 令和2年度勝浦市水道事業会計補正予算
- 議案第53号 いすみ市と勝浦市における適応指導教室事務の委託について
- 議案第54号 決算認定について  
（平成31年度勝浦市一般会計歳入歳出決算）
- 議案第55号 決算認定について  
（平成31年度勝浦市国民健康保険特別会計歳入歳出決算）
- 議案第56号 決算認定について  
（平成31年度勝浦市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算）
- 議案第57号 決算認定について  
（平成31年度勝浦市介護保険特別会計歳入歳出決算）
- 議案第58号 決算認定について  
（平成31年度勝浦市水道事業会計決算）
- 報告第5号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告について
- 報告第6号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について
- 第7 休会の件

---

## 開 会

令和2年9月7日（月） 午前10時01分開会

○議長（黒川民雄君） ただいま出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、議会はここに成  
立いたしました。

これより、令和2年9月勝浦市議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。本日の日程は、あらかじめお手元へ配付したとおりであり  
ますので、それによって御承知を願います。

---

## 諸 般 の 報 告

○議長（黒川民雄君） 日程第1、諸般の報告であります。

事務局長に報告をさせます。吉清事務局長。

〔事務局長 吉清佳明君登壇〕

○事務局長（吉清佳明君） 命によりまして、諸般の報告を申し上げます。

今期定例会における市長以下関係者の出席通知、令和2年6月定例会以降の議会側の動静につきましては、お手元に印刷物を配付しておりますので、それによって御承知をいただきたいと存じます。

次に、今期定例会の運営について申し上げます。

去る9月2日、議会運営委員会を開いていただき、御協議をお願いいたしましたので、その際の答申内容について申し上げます。

今期定例会は、9月7日から9月23日までの17日間とするということであります。

日程につきましては、あらかじめお手元へ会期日程表をお配りしてございますが、本日はこの後、行政報告、会期の決定、会議録署名議員の指名と順次お願いし、続いて議案第45号を上程し、市長から提案理由の説明を受け、質疑・討論を経て採決をお願いします。

続いて、議案第46号から議案第58号を逐次上程し、市長から提案理由の説明を受け、さらに議案第48号の一般会計補正予算については、担当課長より補足説明を受ける。

次に、報告第5号及び報告第6号について市長から報告を受け、続いて監査委員より議案第54号から議案第58号までの決算認定についての決算審査意見、報告第5号及び報告第6号の財政健全化審査意見及び経営健全化審査意見の報告をお願いし、第1日目は散会する。

2日目の9月8日は議案調査等のため休会とし、3日目の9月9日及び4日目の9月10日は、いずれも定刻午前10時に開会し、一般質問をお願いします。なお、通告のありました議員は10名であります。

5日目の9月11日は、定刻午前10時に開会し、議案第46号から議案第58号までを逐次上程し、質疑を行い、議案第46号から議案第53号までを、それぞれ所管の常任委員会へ付託する。

また、議案第54号から議案第58号までの5件の決算認定については、議長が指名する7名の委員をもって構成される決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をお願いします。

8日目の9月14日から16日目の9月22日までの9日間は、委員会審査等のため休会していただき、この間、9月14日の午前10時に総務文教常任委員会、9月15日の午前10時に産業厚生常任委員会をそれぞれ開いていただき、付託事件の審査をお願いします。

また、9月16日及び17日は、決算審査特別委員会を開いていただき、付託事件の審査をお願いします。

最終日の9月23日は、定刻午前10時から本会議を開いていただき、逐次、議案を上程し、各常任委員長から報告をいただき、質疑・討論を経て、採決をお願いします。

続いて、5件の決算認定について議案を上程し、決算審査特別委員長から報告をいただき、質疑・討論を経て、採決をお願いします。

次に、追加議案として、勝浦市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、

及び勝浦市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての2件の提出が予定されておりますので、これを上程し、市長から提案理由の説明を受け、質疑を経て、採決をお願いします。

次に、発議案の提出が予定されておりますので、これを上程し、発議者から提案理由の説明を受け、質疑・討論を経て、採決をお願いします。

次に、継続費の精算報告について市長から報告を受け、今期定例会を閉会する。

以上、申し上げます、諸般の報告を終わります。

---

## 行政報告

○議長（黒川民雄君） 日程第2、行政報告であります。

市長の報告を求めます。土屋市長。

〔市長 土屋 元君登壇〕

○市長（土屋 元君） 本日、令和2年9月勝浦市議会定例会を招集し、当面する諸案件について御審議いただくことといたしました。

それでは、ただいまから行政報告を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策について、申し上げます。初めに、市内の感染症確認の状況であります。8月に入り、市内では6件の感染が確認されました。県の公表では、このうちの5件は、いずれも市内の宿泊施設に関連するもので、同施設で集団感染が発生したとし、一定期間内に施設を利用した方々に対し、居住する地域の保健所と連携し、調査等が実施されたところであります。

これとは別に、市外に居住する市職員の感染が確認されました。市では、日頃から職場における感染予防対策の徹底を喚起しておりましたが、今般、このような事態を招き、市民の皆様にも多大な御心配をおかけしましたことを心からおわび申し上げます。

次に、いすみ医療センターのPCR検査室の開設について、報告いたします。去る6月22日、いすみ市荻谷に所在する「いすみ医療センター」に、国の防疫基準に準拠したPCR検査室が設置されました。この施設では、夷隅医師会の協力を得て検査を行い、検体採取についてはドライブスルー方式を導入しています。これにより、検査体制の拡充、医療体制の確保等、本市を含めた夷隅地域の感染症拡大防止対策の強化が図られたところであります。

続いて、特別定額給付金及び市が独自に講じた経済対策の8月末日時点での実績等について、御報告いたします。

まず、特別定額給付金は、8月21日をもって申請受付を終了し、市内全体で99.8%、17億540万円の交付を行いました。

次に、国の持続化給付金または県の中小企業再建支援金の上乗せとして、市が独自に実施する商工業者等を対象とした支援金については、380件で3,800万円、農林水産業者を対象とした支援金については、172件で1,720万円の申請を受け付けております。

この支援金につきましては、来年2月下旬まで申請期限を設けており、事業者に対し引き続き

き制度周知に努め、経済対策を推進するとともに、市民の健康と安全を第一に感染防止対策に全力を尽くしてまいりますので、引き続き皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上で、行政報告を終わります。

---

## 会 期 の 決 定

○議長（黒川民雄君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月23日までの17日間としたいと思ます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） 御異議なしと認めます。よって、会期は17日間と決しました。

---

## 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（黒川民雄君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、久我恵子議員及び佐藤啓史議員を指名いたします。

---

## 議 案 上 程 ・ 説 明 ・ 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○議長（黒川民雄君） 市長より議案の送付がありましたので、これを受理し、既に各議員に配付してありますので、御了承願います。

それでは、日程第5、議案を上程いたします。議案第45号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。土屋市長。

〔市長 土屋 元君登壇〕

○市長（土屋 元君） ただいま議題となりました、議案第45号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和2年度勝浦市一般会計補正予算についてであります。

今回の補正予算は歳入歳出予算の補正であり、新型コロナウイルス感染症の影響により、ひとり親世帯の生活支援として行う臨時特別給付金の給付に係る経費、小中学校の再開に伴う感染症対策・学習保障等支援に係る経費のほか、各種健診実施時、避難所及び芸術文化交流センターにおける感染拡大防止に係る経費、市内海水浴場不開設による巡回等の安全確保に要する経費に伴う令和2年度勝浦市一般会計補正予算について、緊急を要するものと認め、去る7月

7日に専決処分をいたしましたので、議会に報告し、御承認をいただこうとするものでございます。

内容について申し上げますと、歳入歳出予算においては、既定予算に7,917万2,000円を追加し、予算総額を109億188万2,000円としたものであります。

歳出予算のうち、民生費においては児童福祉費に1,617万3,000円を追加し、衛生費においては保健衛生費に1,106万3,000円を追加し、商工費においては3,228万4,000円を追加し、消防費においては351万円を追加し、教育費においては小学校費を主に1,614万2,000円を追加したものであります。

これに対する財源といたしまして、歳入予算に国庫支出金2,267万3,000円、繰入金5,649万9,000円を追加計上したものであります。

以上で、議案第45号の提案理由の説明を終わります。

○議長（黒川民雄君） これより質疑に入ります。発言通告がありましたので、順次発言を許します。初めに、鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） それでは、1点だけ通告をさせていただきましたので、8ページの商工費、夏期観光安全対策事業委託料3,128万8,000円の専決予算ですが、これはもう既に海水浴場については、いろいろな問題を秘めながらも、不開設したということでありますので、それについては高く評価をしたいというふうに考えます。

ただ、この不開設について、これは千葉県だけではなく、首都圏の神奈川県、千葉県、茨城県、全ての海水浴場が不開設という中においてのことでありますので、その中でも勝浦市が、判断は非常に遅かったようにも思います。コロナの蔓延防止ということの意味からしても、不開設したことは、やむを得ない状況だったと思います。そこでお伺いしますが、まず、不開設をするということを決断した過程について1点お伺いします。

それと、予算書の中で、説明書の中でも細かくありますが、不開設をしたことによって、海水浴場としては設置されなかったという中において、夏場の状況を見ますと海水浴場じゃなくて、海へ遊びに来る方がいっぱいいるということで、その対応として警備を委託したり、清掃委託をしたり、ごみ処理といろいろ安全対策を含めて計上した予算が3,128万8,000円ございます。

その中で、業務の委託については、どのような方法でやられたのか。今までの海水浴場開設であれば、観光協会に事業を委託して行っていますが、今回の安全対策については、どのような状況だったか。

それとあと、安全対策の期間については、日数等を含めてどのような状況だったか。

そして、警備員を配置するということでしたが、これは、いわゆる海水浴場である4海岸についての警備配置だということは確認していますが、その警備配置のそれぞれの海岸で、どのような対策をとられていたか。

そして、この中に緊急対応費400万円あるんですが、緊急対応費はどのような積算をして、この400万円を出したのかについてお伺いします。

それと工事請負費が99万6,000円あります。この各海岸4海岸、それぞれ金額ありますが、海岸の面積ではなくて、中央海岸が55万4,000円と一番多いんですが、このそれぞれの海岸ごとの事業内容についてもお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。高橋観光商工課長。

○観光商工課長（高橋吉造君） お答えいたします。まず、全部で6点ほど質問があったかと思いませんけれども、1点目の不開設に至った過程でございます。

コロナの蔓延が2月ぐらいからずうっと続いておりまして、海水浴場の開設につきましても、3月、4月頃より関係各機関、観光協会とかライフセーバーの皆さん、さらに警察、海上保安署、消防署等、それから千葉県と随時、協議を重ねてまいりました。そこにおいて、いろいろな協議が行われてきたところでございますけれども、最終的に6月17日に不開設ということで決裁をいただきまして、各関係機関にそれのお知らせをしたところでございます。

続きまして、業務委託の件でございます。6月17日に不開設が決定しておりまして、では、安全対策についてどうしようというところで、協議を重ねていたところでございますが、勝浦市観光協会に例年、海水浴場の開設を請け負ってもらっていることから、不開設した場合の安全対策につきましても、海岸の事情に精通しているという事情もございまして、観光協会に7月17日付で契約を締結して、安全対策に当たってもらっているというところでございます。

その業務委託の履行期間ですが、7月15日から9月10日までの契約でございます。

各浜の警備でございますが、各浜ともに、勝浦中央、鶴原、守谷、興津ともに4人、常時、安全対策の警備をしていると。さらに巡回の警備員が2人おります。それから路上駐車対策の警備員としまして、守谷に6名、それから興津に2名の路上駐車対策の警備員を配置して、当たってもらっていたところでございます。

緊急対応費でございます。これにつきましては、警備員その他、増量するというような必要性もございまして、特に積算根拠というところにつきましては、ないんですけれども、警備員の増強とか施設の破損における修繕等を鑑みて、400万円を計上させていただいております。

それから砂浜の工事費でございますけれども、中央海水浴場におきましてはユンボ、ブルドーザーを駆使しまして、海岸の外に出されていってしまっています砂を海岸に戻すという作業から始めておりますので、ほかの浜よりも一つ、二つ予算がかかっている状況でございます。鶴原海水浴場につきましても、ユンボが出て、砂浜の整地をしております。守谷につきましても、バックホーが出て、守谷の整地をしております。興津につきましては、特に機材を使わず、砂浜を人力でならしたという形になっております。

以上でございます。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑ありませんか。鈴木克己議員。

○1番（鈴木克己君） 不開設について、不開設するに当たっても、これだけお金がかかるんだということが、改めて分かったんですけど、その中でも警備が1,500万円計上されていまして。あと清掃についても400万円、これについて総体で3,128万8,000円で委託契約しているんでしょうけど、これは精算するわけですよ。観光協会さんのほうに全て事情を説明した上で、これだけの予算をつけてあるからという話になると思いますが、海は、これをやったおかげもあるんでしょうけど、全く事故がなかったというふうに私は思っているんですけど、何か事故があったら、どういうものがあつたか。

あと、終わったことに対してなんですけど、警備員の配置が、守谷は、確かに開設していないという、アリー匹入れないような警備状況でしたが、興津については県の公園がありまし

て、そこは閉鎖できないということで、連日、あふれているような状況で、海岸にも相当、テントが立っていました。鵜原については、市は観光をやったんだけど、区としてやっていたようです。あと勝浦については、皆さん御存じでしょうけど、ウォーターアイランドがされていたんで、そこの整地については、この辺についてはもう終わっていますので、今さらということもありますけれども、その辺の全体的な精算については、やっぱりやっていただけるんだなというふうに思いますので、その辺の確認だけして終わりにします。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。高橋観光商工課長。

○観光商工課長（高橋吉造君） お答えいたします。まず1点目の事故報告についてでございます。

まず勝浦中央海岸でございますが、ウォーターアイランド内の事故、アクシデントにつきましては、こちらとしては詳しく把握していないところでございます。ただ、それでも報告があつて、脱臼、骨折等が数件あつたというふうに報告は受けております。中央海岸につきましては、特にウォーターアイランド外の事故につきましては、ありませんでした。

それから鵜原海岸につきましては、救急搬送が2件、そのうちの1件はクラゲに刺されて搬送、もう一つは岩場で足を滑らせて脇腹をすりむき、負傷したため、搬送されたということでございます。

守谷につきましては、事故報告ありません。

興津につきましては1件、通常の海水浴場外の件なんですけど、興津の海浜公園の近くに白い海岸がございますが、その高台から足を滑らせて転落して左肩を脱臼したため、救急搬送になったという報告がございました。

2点目の精算につきましては、9月10日までが契約期間ですので、それが終わり次第、精算の作業に入りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑ありませんか。

次に、磯野典正議員。

○6番（磯野典正君） それでは私のほうから2件なんですけど、前段者のほうから同じく商工費のほうありましたので、そこについては確認だけさせていただければと思います。

1点目は、7ページの保健衛生費、感染拡大防止対策事業の健康診断の受診者無線呼び出しシステム483万3,000円でございます。このシステムの利用方法について、ちょっと教えていただけたらなと思います。

あと、8ページの商工費に関しましては、さっき私のほうで聞き取りにくかつたんですけども、期間ですね。期間がいつから、いつまでだったのかということと、警備員さんの配置の時間、何時から何時までという時間をお聞かせください。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。岩瀬市民課長。

○市民課長（岩瀬由美子君） お答え申し上げます。私のほうから7ページ、衛生費の保健衛生費、予防費の感染拡大防止対策事業の備品購入費、健康診査受診者無線呼び出しシステム一式の483万3,000円の利用方法についてでございます。

これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を目的といたしまして、集団健診の受診者に使用する無線呼び出しシステムでございます。具体的な利用方法といたしまして、健診会場の入場時に、来場者の方全員に呼び出し用の受信機をお渡しいたします。そして、その方

の順番が来た場合に、その方の受信機に電信音やバイブレーション機能が備わっていますので、そちらでお知らせすることになります。こちらは、少し離れた場所や駐車場の車の中などでも、分散してお待ちいただくことになりますので、従来の待合場所での混雑の回避がなされまして、感染リスクを避けられるというようなことになると考えております。

以上でございます。

○議長（黒川民雄君） 次に、高橋観光商工課長。

○観光商工課長（高橋吉造君） お答えいたします。私からは海水浴場関係でございます。

契約の期間につきましては、観光協会と7月15日から9月10日までの契約期間を締結しております。

警備員の時間でございます。海岸に配置された警備員でございますが、7月15日から8月26日までの期間、各浜に4名、配置されております。時間につきましては、午前9時から午後4時でございます。

路上関係の駐車取締りの警備員につきましては、7月18日から8月23日の土曜、日曜、祝日及びお盆期間におきまして、守谷6名、興津2名、時間は午前7時から午後2時まででございます。

それから巡回の警備員でございますが、2名1組で従事しておりまして、期間は7月18日から8月23日まで、時間は午前9時から午後4時まででございます。

以上でございます。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑ありませんか。磯野典正議員。

○6番（磯野典正君） 分かりました。集団健診のときのということで、私がちょっと気になっていたのは、受信機がどのくらい距離が保てるのかなと思ったのと、先ほど課長がおっしゃったように、車内で待機していて、何かしらのお知らせが来て、自分の番でその健診場所に行けるといふことであれば、非常に感染リスクも少なく、いいんじゃないかなと思います。ありがとうございます。

夏期観光安全対策事業については、分かりました。今回、初めてのことで、非常に大変なことであったというふうに感じます。来年がどういうふうになるのかというのは、今まだ分かるものでもないですけども、ただ、海水浴場を不開設したことによつたいろいろな、考えにくい部分もいろんなことも出てきているとは思いますが、市民の声としては、マナーの悪い観光客に対する批判というのが、非常に伝わってきております。そういったことも含めて、今後の対策というところに力を入れていただければと思います。

答弁、結構です。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第45号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） 御異議なしと認めます。よつて、議案第45号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第45号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第45号は、承認することに決しました。

---

### 議案上程・説明

○議長（黒川民雄君） 日程第6、議案を上程いたします。議案第46号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第47号 勝浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件を一括議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。

〔市長 土屋 元君登壇〕

○市長（土屋 元君） ただいま議題となりました議案第46号及び議案第47号の提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第46号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、今般の新型コロナウイルス感染症から人の生命及び健康を保護するために、緊急に行われた措置に係る作業に従事した場合における防疫等作業手当の支給について、国の人事院規則9の129の一部を改正する人事院規則が、令和2年3月18日に公布及び施行され、同年1月27日から適用されることと併せ、千葉県における職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例が、同年7月10日に公布及び施行されたことを踏まえ、本年1月31日から2月14日までの間、国及び県との連携のもと、勝浦ホテル三日月において、中華人民共和国湖北省武漢市から、新型コロナウイルス感染症予防のため一時帰国した邦人に対し、生活支援を主とした業務に従事した職員に、防疫等作業手当を支給するため、本条例について、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第47号 勝浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、令和元年5月31日に公布された特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正され、令和元年10月1日から施行されたことに伴い、幼児教育・保育の無償化に係る食事の提供に要する費用の取扱いの変更、及び用語の整理等が行われたため、当該基準と同様の規定をしている本条例について、整合性を図る必要があることから、所要の改正をしようとするものであります。

以上で、議案第46号及び議案第47号の提案理由の説明を終わります。

---

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第48号 令和2年度勝浦市一般会計補正予算、議案第49号 令和2年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第50号 令和2年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第51号 令和2年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、議案第52号 令和2年度勝浦市水道事業会計補正予算、以上5件を一括議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。土屋市長。

〔市長 土屋 元君登壇〕

○市長（土屋 元君） ただいま議題となりました議案第48号から議案第52号までの提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第48号 令和2年度勝浦市一般会計補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正、継続費の補正、債務負担行為及び地方債の補正であります。

歳入歳出予算においては、既定予算に9億6,799万4,000円を追加し、予算総額を118億6,987万6,000円にしようとするものであります。

歳出予算のうち、議会費においては、260万円を減額し、総務費においては、総務管理費を主に6億9,672万8,000円を追加し、民生費においては、生活保護費を主に7,991万8,000円を追加し、衛生費においては、清掃費を主に1億3,795万6,000円を追加し、農林水産業費においては、水産業費を主に3,590万7,000円を追加し、商工費においては、3,522万円を追加し、土木費においては、道路橋りょう費を主に3,347万2,000円を追加し、消防費においては、1億1,760万9,000円を減額し、教育費においては、教育総務費を主に6,084万円を追加し、災害復旧費においては、公共土木施設災害復旧費に816万2,000円を追加しようとするものであります。

これに対する財源としまして、歳入予算に、国庫支出金4億4,688万円、県支出金178万8,000円、寄附金4億22万円、繰入金1億2,885万3,000円、繰越金1億796万1,000円を追加計上し、分担金及び負担金20万8,000円、市債1億1,750万円を減額しようとするものであります。

継続費においては、防災行政無線デジタル化改修事業の総額を4億7,559万6,000円とし、年割額を令和2年度4,280万3,000円、令和3年度1億7,121万5,000円、令和4年度1億7,121万5,000円、令和5年度9,036万3,000円に変更しようとするものであります。

債務負担行為においては、第四期ちば電子申請システム使用料の期間を令和2年度から令和7年度まで、限度額26万円にしようとするものであります。

地方債においては、防災行政無線施設整備事業債の限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第49号 令和2年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、事業勘定の歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算においては、既定予算に117万4,000円を追加し、予算総額を22億2,245万7,000円にしようとするものであります。

歳出予算のうち、諸支出金においては、償還金及び還付加算金に117万4,000円を追加しよう

とするものであります。

これに対する財源として、歳入予算に、国庫支出金634万6,000円、県支出金540万4,000円を追加計上し、国民健康保険税1,057万6,000円を減額しようとするものであります。

次に、議案第50号 令和2年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算においては、既定予算から155万9,000円を減額し、予算総額を2億9,719万7,000円にしようとするものであります。

歳出予算のうち、後期高齢者医療広域連合納付金においては177万3,000円を減額し、諸支出金においては、償還金及び還付加算金に21万4,000円を追加しようとするものであります。

これに対する財源としまして、歳入予算に、諸収入21万4,000円を追加計上し、後期高齢者医療保険料177万3,000円を減額しようとするものであります。

次に、議案第51号 令和2年度勝浦市介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算においては、既定予算に9,885万4,000円を追加し、予算総額を23億8,422万6,000円にしようとするものであります。

歳出予算のうち、総務費においては、認定調査費を主に723万円を追加し、保険給付費においては、国庫支出金の確定に伴う財源の組替えであり、地域支援事業費においては、包括的支援事業・任意事業費に72万1,000円を追加すること及び一般介護予防事業費への国庫支出金の確定に伴う財源の組替えであり、諸支出金においては、償還金及び還付金を主に4,025万8,000円を追加し、基金積立金においては、5,064万5,000円を追加しようとするものであります。

これに対する財源として、歳入予算に、国庫支出金427万1,000円、県支出金4万9,000円、支払基金交付金601万1,000円、繰入金768万4,000円、繰越金8,392万8,000円を追加計上し、介護保険料308万9,000円を減額しようとするものであります。

次に、議案第52号 令和2年度勝浦市水道事業会計補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、収益的収入の補正であります。

収益的収入において、新型コロナウイルス感染症予防に伴う水道水の使用機会の増加に対し、使用者の負担軽減を図るため、国及び地方公共団体が使用者である施設を除く、一般用及び工場用に係る水道基本料金を半額免除することに伴い、給水収益5,931万3,000円を減額し、他会計補助金5,392万1,000円を増額しようとするものであります。

以上で、議案第48号から議案第52号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（黒川民雄君） 11時10分まで休憩します。

午前10時53分 休憩

---

午前11時10分 開議

○議長（黒川民雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、担当課長から補足説明を求めます。植村財政課長。

〔財政課長 植村 仁君登壇〕

○財政課長（植村 仁君） それでは、議案第48号 令和2年度勝浦市一般会計補正予算（第6号）

の補足説明を申し上げます。

説明は、事項別明細書により、主なものについて申し上げます。

それでは、歳入から説明させていただきます。

恐れ入りますが、21ページをお開きください。

13款分担金及び負担金であります。

中段の2項負担金、1目民生費負担金の放課後児童健全育成事業負担金149万7,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による臨時休所に伴って、放課後ルームを利用しなかった児童の利用者負担金の減額によるものであります。

なお、この減額の3分の2は、国庫支出金及び県支出金で補助されることとなります。

その下、15款国庫支出金であります。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4億4,052万1,000円につきましては、第1次及び第2次交付金の限度額合計4億4,767万3,000円のうち、今回の補正予算及び5月専決予算から7月専決予算において計上した新型コロナウイルス感染症対策の各事業に充当予定の額を計上いたしました。なお、残りの715万2,000円は、12月補正予算に計上する予定であります。

次に、23ページをお開きください。

中段の18款寄附金であります。1項寄附金、1目ふるさと応援寄附金4億円の計上につきましては、現時点で、当初予算より寄附額の増加が見込まれることから、今回補正するものであります。

次に、19款繰入金であります。

1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金2億1,543万4,000円の減額につきましては、5月専決予算から7月専決予算において、新型コロナウイルス感染症対策の各事業の財源に充てていた財政調整基金の一部を、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に組み替えようとするものであります。

2目ふるさと応援基金繰入金3億4,381万9,000円につきましては、今回補正分の寄附金に対する特産品等贈呈事業などに係る財源分としての繰入金の計上であります。

次に、24ページをお開き願います。

下段の22款市債であります。

1項市債、4目消防債の防災行政無線施設整備事業債1億1,750万円の減額につきましては、歳出の災害対策費の防災行政無線デジタル化改修事業の減額に伴う起債額の変更であります。

それでは次に、歳出の説明をさせていただきます。

25ページを御覧ください。

1款議会費であります。

1項議会費、1目議会費の議会運営経費11万8,000円、及び議会活動経費248万2,000円の減額につきましては、行政視察の取りやめによる旅費等の削減や政務活動費の返還により、新型コロナウイルス感染症関連経費へ充当するための補正であります。

次に、26ページをお開き願います。

2款総務費であります。

1項総務管理費、1目一般管理費の説明欄上段の特別職の職員人件費265万円の減額につきま

しては、本年7月からの市長給料の削減額を20%から30%、副市長給料の削減額を10%から30%へそれぞれ拡大し、減額となる給与を新型コロナウイルス感染症関連経費へ充当するための補正であります。

次に、2目文書広報費の感染拡大防止啓発事業77万5,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止等について、広報紙やポスティングを活用するための経費であります。

なお、財源の一部として、臨時交付金64万5,000円を見込んでおります。

次に、3目財産管理費の庁舎維持管理経費351万7,000円につきましては、元勝浦診療所医師住宅解体に伴う建物滅失登記費用及び元勝浦診療所解体のための解体工事設計委託料になります。

次に、27ページを御覧ください。ふるさと応援基金積立金4億円につきましては、歳入に計上しております寄附金の増額見込み分を積み立てるものであります。

その下の感染拡大防止対策事業633万6,000円につきましては、庁舎内における飛沫感染防止対策並びに換気機能の確保を目的とした修繕の設計委託に係る経費であります。

なお、財源の一部として、臨時交付金527万円を見込んでおります。

4目情報管理費のオンライン会議システム整備事業670万3,000円につきましては、オンライン会議に係る環境整備のための経費で、ネットワーク機器の設置、構築の委託料や機械器具の購入費用等になります。

なお、財源の一部として、臨時交付金557万5,000円を見込んでおります。

次に、緊急時分散勤務体制整備事業54万8,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止による分散勤務の際に必要な機器購入費用になります。

なお、財源の一部として、臨時交付金45万7,000円を見込んでおります。

28ページをお開き願います。

次に、6目諸費のふるさと応援寄附者特産品等贈呈事業2億7,065万4,000円につきましては、今回の増額見込み分の寄附者へのお礼品等の経費の計上であります。

次の防犯対策事業98万4,000円の計上につきましては、防犯カメラ2台分の設置工事費であります。

なお、財源の一部として、県補助金40万円見込んでおります。

次に、30ページをお開き願います。

3款民生費であります。

1項社会福祉費、3目老人福祉費、31ページの説明欄、下段を御覧ください。

高齢者タクシー利用料助成事業576万7,000円の計上につきましては、新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため、公共交通機関に代わりタクシーを利用する高齢者に、タクシー料金の一部を助成するための経費であります。

なお、財源の一部として、臨時交付金479万6,000円を見込んでおります。

32ページをお開き願います。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費のかつうら新生児支援臨時給付金給付事務費1万9,000円及び事業費305万円につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済的影響を受けている新生児のいる世帯に対して、経済的負担の軽減を図るために、給付金を給付するための経費の計上であります。

なお、財源の一部として、臨時交付金255万3,000円を見込んでおります。

次に、35ページをお開き願います。

4款衛生費であります。

1項保健衛生費、1目保健衛生総務費のかつうら妊婦支援臨時給付金給付事務費1万8,000円及び事業費300万円につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済的影響を受けている妊産婦世帯に対して、経済的負担の軽減を図るために、給付金を給付するための経費の計上であります。

なお、財源の一部として、臨時交付金251万円を見込んでおります。

2目予防費の感染症等予防接種事業106万2,000円の計上につきましては、本年10月1日からのロタウイルスワクチン定期予防接種化に伴う経費であります。

その下の感染拡大防止対策事業1,451万6,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症病床確保等のための経費を、夷隅郡市2市2町で負担するための補助金の計上であります。

なお、財源の全額を臨時交付金で充当することを見込んでおります。

次に、36ページをお開きください。2項清掃費、2目塵芥処理費のクリーンセンター管理運営経費4,492万4,000円、及び3目し尿処理費の衛生処理場管理運営経費1,999万8,000円の計上につきましては、それぞれ施設修繕に係る補修工事費であります。

なお、財源の一部として、ふるさと応援基金繰入金をそれぞれ見込んでおります。

次に、3項上水道費、1目上水道費の上水道事業5,392万1,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症予防に伴う水道水の使用機会の増加に対し、使用者の負担軽減を図るため、基本料金を6か月間半額免除するための水道事業会計への繰出金となります。

なお、財源の全額を臨時交付金で充当することを見込んでおります。

次に、38ページをお開き願います。

5款農林水産業費であります。

1項農業費、3目農業振興費の農林水産業者緊急支援事業1,000万円につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための経営継続支援対策として、市内農林業者への支援金の計上であります。

次に、2項水産業費、2目水産業振興費の農林水産業者緊急支援事業2,000万円につきましては、農林業者支援金と同様、市内水産業者への支援金の計上であります。

なお、財源の一部として、臨時交付金を農林業者経営継続支援金に831万7,000円、水産業者経営継続支援金に1,663万4,000円、それぞれ見込んでおります。

次に、39ページを御覧ください。

6款商工費であります。

1項商工費、2目商工業振興費の中小企業等緊急支援事業3,401万8,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中小企業等の支援に係る補正でありまして、事業者向けの感染対策講習会の講師謝礼、プレミアム付商品券発行業務委託料など、また中小企業等経営支援金を追加するための経費の計上であります。

なお、財源の一部として、臨時交付金2,829万3,000円を見込んでおります。

次に、3目観光費の海水浴場開設事業3,318万8,000円の減額につきましては、市内海水浴場の不開設に伴う補正計上であります。

次に、40ページをお開き願います。

キャッシュレス観光振興事業2,000万円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ観光需要の回復と、市内事業者のキャッシュレス化の推進とともに、観光客ユーザーの消費需要の取り込みを図るための業務委託料となります。

なお、財源の一部として、臨時交付金1,663万4,000円を見込んでおります。

次に、宿泊施設支援事業900万円につきましては、市内宿泊施設支援事業としての補助事業であります。

なお、財源の一部として、臨時交付金748万5,000円を見込んでおります。

次に、観光基本計画策定事業539万円につきましては、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた観光商工分野において、ウィズコロナを想定した中長期的ビジョンを策定するための業務委託料であります。

なお、財源の一部として臨時交付金448万3,000円を見込んでおります。

次に、41ページを御覧ください。

7款、土木費であります。

2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費の道路台帳整備事業313万5,000円の計上につきましては、平成31年度に整備した分の道路台帳補正に係る業務委託料であります。

次に、2目道路維持費の市道維持管理経費1,088万7,000円の計上につきましては、崩壊等の対応のため、緊急応急工事費への流用の補填による補正であります。

次に、42ページをお開きください。

4目道路新設改良費の災害防除事業1,280万円につきましては、仮設防護柵を設置した崖崩れ箇所の本復旧を行うための工事請負費の計上であります。

なお、財源の全部をふるさと応援基金繰入金で充当することを見込んでおります。

次に、3項河川費、2目河川維持費の河川維持管理経費270万円につきましては、今後、河川を閉塞してしまう可能性のある倒木や、既に河川を閉塞している倒木を撤去するための工事請負費の計上であります。

次に、43ページを御覧ください。

8款消防費であります。

1項消防費、3目災害対策費の防災行政無線デジタル化改修事業1億1,760万9,000円の減額につきましては、後ほど継続費補正で説明させていただきます。

次に、44ページをお開きください。

9款教育費であります。

1項教育総務費、2目事務局費の職員人件費158万2,000円の減額につきましては、教育長給料の削減額を本年7月より10%から30%へ拡大し、減額となる給与を新型コロナウイルス感染症関連経費へ充当するための補正であります。

次の一般事務経費2,138万2,000円のうち、新型コロナウイルス感染拡大防止のためのJRの代替バスの借上料として、使用料及び賃借料に893万7,000円を計上、感染拡大による保護者への経済的影響を緩和するため、修学旅行の取消料金及び給食費を半額にする補助金として1,152万円の計上であります。

なお、財源の一部として、臨時交付金1,892万9,000円を見込んでおります。

次に、説明欄下段、学校用務員配置事業285万6,000円の計上につきましては、新型コロナウイルス感染症予防のため、学校施設の消毒に従事する学校用務員を増員するための経費であります。

なお、財源の一部として、臨時交付金237万5,000円を見込んでおります。

次に、45ページを御覧ください。

2項小学校費、1目学校管理費の小学校管理運営経費1,354万円のうち、工事請負費の体育館シーリングファン設置工事費の1,250万円につきましては、新型コロナウイルス感染症予防のための経費の計上であります。

なお、財源の一部として、臨時交付金1,039万6,000円を見込んでおります。

次に、情報通信ネットワーク環境施設整備事業517万9,000円につきましては、学校の特別教室に端末のアクセスポイントを追加する工事請負費の計上であります。

なお、財源の一部として、臨時交付金430万7,000円を見込んでおります。

次に、説明欄下段、2目教育振興費の小学校教育振興経費75万7,000円につきましては、家庭学習における通信機器運用のための通信料に係る経費の計上であります。

なお、財源の一部として、臨時交付金63万円を見込んでおります。

次に、46ページをお開き願います。

3項中学校費、1目学校管理費の中学校管理運営経費562万円のうち、体育館シーリングファン設置工事費500万円につきましては、新型コロナウイルス感染症予防のための経費の計上であります。

なお、財源の一部として、臨時交付金415万9,000円を見込んでおります。

次に、情報通信ネットワーク環境施設整備事業549万3,000円につきましては、小学校費と同様、学校の特別教室に端末のアクセスポイントを追加する工事請負費の計上であります。

なお、財源の一部として、臨時交付金456万9,000円を見込んでおります。

次に、2目教育振興費の中学校教育振興経費292万6,000円につきましては、家庭学習における通信機器運用のための通信料及びソフト使用料に係る経費の計上であります。

なお、財源の一部として、臨時交付金243万3,000円を見込んでおります。

次に、47ページを御覧ください。

4項社会教育費、2目図書館費の感染拡大防止対策事業14万6,000円、4目コミュニティ集会施設費の感染拡大防止対策事業77万3,000円、並びに、5項保健体育費、2目体育施設費の感染拡大防止対策事業96万8,000円につきましては、各施設のトイレの手洗い水栓を非接触型水栓に改修するための工事費であります。

なお、財源の一部として、臨時交付金を図書館費は12万1,000円、コミュニティ集会施設費は64万3,000円、体育施設費は80万5,000円、それぞれ見込んでおります。

次に、48ページをお開き願います。

3目学校給食費の学校給食共同調理場管理運営経費135万3,000円のうち、需用費122万3,000円につきましては、台風被害及び厨房機器の故障など、緊急時の学校給食における備蓄品の経費の計上であります。

次に、49ページを御覧ください。

10款災害復旧費であります。

2項公共土木施設災害復旧費、2目漁港施設災害復旧費の漁港施設災害復旧事業816万2,000円につきましては、工法の一部変更等による経費の増加による補正であります。

恐れ入りますが、5ページをお開き願います。

継続費の補正であります。工事施工時期の変更及び工事内容の見直しに伴い、防災行政無線デジタル化改修事業の総額を、4億7,559万6,000円とし、年割額を令和2年度が4,280万3,000円、3年度が1億7,121万5,000円、4年度が1億7,121万5,000円、5年度が9,036万3,000円に変更しようとするものであります。

以上をもちまして、議案第48号 令和2年度勝浦市一般会計補正予算（第6号）の補足説明を終わります。

---

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第53号 いすみ市と勝浦市における適応指導教室事務の委託についてを議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。土屋市長。

〔市長 土屋 元君登壇〕

○市長（土屋 元君） ただいま議題となりました議案第53号 いすみ市と勝浦市における適応指導教室事務の委託について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、本市における不登校児童及び生徒に対する集団への適応や通常学級への復帰を促すことを目的とした適応指導教室事務を、令和2年10月1日から、いすみ市に委託することについて、地方自治法第252条の14第1項の規定により、当該いすみ市と協議するに当たり、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

以上で、議案第53号の提案理由の説明を終わります。

---

○議長（黒川民雄君） これをもちまして、市長の説明及び担当課長からの補足説明を終わります。

次に、議案第54号ないし議案第58号、以上5件を一括議題といたします。本案はいずれも決算認定についてであります。市長から提案理由の説明を求めます。土屋市長。

〔市長 土屋 元君登壇〕

○市長（土屋 元君） ただいま議題となりました議案第54号から議案第58号まで、以上5件の決算認定につきまして提案理由の説明を申し上げます。

この5件の議案は、いずれも平成31年度の各会計決算であり、過日、監査委員の審査に付しましたところ、その審査が終了し、意見書が提出されましたので、議会の認定に付するため提案したものであります。

初めに、議案第54号について申し上げます。

本案は、平成31年度勝浦市一般会計歳入歳出決算であります。

平成31年度の本市の財政運営につきましては、勝浦市総合計画・後期基本計画及び最終年度となる第3次実施計画に掲げた各事業を総括的に進めたほか、地方創生総合戦略に関する事業

を主体に実施し、それぞれの分野での施策を通じ、地方創生の実行を図りました。

また、歳入については、歳入の根幹であります市税等の自主財源の確保に努める一方、歳出面では、限られた財源の効率的な執行に留意し、諸事業を実施いたしました。

まず、産業振興・企業誘致・就業支援による働く場の確保に係る事業においては、引き続き、商店街活性化等支援事業による地元商店街の商店会グルメイベントやスタンプラリー、eスポーツ大会開催事業への補助のほか、中小企業資金融資利子補給事業として、創業に係る設備投資に対し、利子補給を行いました。

第2に、観光による交流人口の拡大、移住・定住の促進に係る事業においては、引き続き、かつうら観光ぷらっとフォーム整備事業により、魅力的な観光地の基盤づくりの強化を図り、観光アプリ利用促進事業により、観光情報の発信による観光交流の促進を行ったほか、移住・定住の促進に係る事業については、空き家活用推進事業、田舎暮らし体験事業、若者等定住促進事業等を実施いたしました。

第3に、子育て・教育環境の向上と充実に係る事業においては、令和2年1月に、幼保連携型認定こども園が開園となりました。

これにより、保育所、子育て世代包括支援センターひだまり及び認定こども園の相互連携によって、妊娠期から就学までの切れ目のない子育て支援が可能となりました。

このほか、引き続き、学校用務員配置事業、乳児おむつ等の助成による子育て支援事業、子ども医療費助成事業、多子世帯保育所保育料助成事業等を実施いたしました。

第4に、地域交流・地域振興の促進に係る事業においては、興津集会所整備事業により、興津集会所を元興津中学校へ移転したほか、引き続き、まちづくり活動推進事業、地域の公共交通の整備として、市内公共交通維持改善事業による予約制乗合タクシーの運行や、市内路線バス運行維持費支援事業等について実施いたしました。

そのほか、防災・安全社会資本整備交付金事業によるトンネル長寿命化修繕計画策定、救急告示医療機関非常用設備整備事業として、災害時の医療機能の確保を目的とした医療機関への補助、クリーンセンター及び衛生処理場の設備改修、有害鳥獣捕獲事業等による農作物被害防止など、行政全般にわたる施策事業の推進により、市民福祉の維持向上を図りました。

その結果、決算規模は、歳入で、108億8,655万1,372円、歳出で、105億4,348万3,097円であります。

歳入歳出差引残額は、3億4,306万8,275円となりました。

この決算規模は、前年度と比較いたしますと、歳入で、12億7,751万9,816円の増、歳出で、12億8,567万1,778円の増であります。

次に、議案第55号について申し上げます。

本案は、平成31年度勝浦市国民健康保険特別会計歳入歳出決算であります。

まず、事業勘定について、申し上げます。

決算規模は、歳入で、23億8,524万7,320円、歳出で、23億1,830万7,490円であります。

歳入歳出差引残額は、6,693万9,830円となりました。

国民健康保険事業の主たる事業費であります保険給付費は、16億499万3,293円で、前年度の16億9,682万8,895円に対し、9,183万5,602円の減となりました。

次に、直営診療施設勘定について申し上げます。

決算規模は、歳入で、6,241万7,766円、歳出で、6,190万3,253円であります。

歳入歳出差引残額は、51万4,513円となりました。

国民健康保険直営診療施設勘定の主たる事業であります診療業務に対する外来患者数は、延べ7,137人となりました。

次に、議案第56号について申し上げます。

本案は、平成31年度勝浦市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算であります。

決算規模は、歳入で、2億6,469万1,502円、歳出で、2億6,413万1,973円であります。

歳入歳出差引残額は、55万9,529円となりました。

本会計は、法令により市が行うこととされている後期高齢者医療保険料の徴収事務のほか、千葉県後期高齢者医療広域連合からの委託による健康診査等を実施いたしました。

次に、議案第57号について申し上げます。

本案は、平成31年度勝浦市介護保険特別会計歳入歳出決算であります。

決算規模は、歳入で、22億6,486万8,672円、歳出で、21億8,094万456円であります。

歳入歳出差引残額は、8,392万8,216円となりました。

介護保険の主たる事業費であります保険給付費は、20億1,553万593円で、前年度の19億6,259万4,954円に対し、5,293万5,639円の増となりました。

次に、議案第58号について申し上げます。

本案は、平成31年度勝浦市水道事業会計決算の認定であります。

平成31年度水道事業の業務状況につきましては、年間総給水量286万8,509立方メートル、1日最大給水量1万778立方メートル、1日平均給水量7,837立方メートルとなっております。

次に、経理状況について申し上げますと、収益的収入及び支出におきましては、水道事業収益7億2,227万5,502円に対し、水道事業費用7億3,721万8,708円で、1,494万3,206円の純損失が生じました。

また、資本的収入及び支出におきましては、資本的収入2億4,156万4,240円に対し、資本的支出は3億7,415万7,323円であります。

なお、この資本的収入額が資本的支出額に不足する額の1億3,259万3,083円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,119万7,806円及び当年度分損益勘定留保資金1億1,139万5,277円で補填いたしました。

以上で、議案第54号から議案第58号までの提案理由の説明を終わります。

---

## 報 告

○議長（黒川民雄君） 次に、報告第5号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告について、報告第6号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について、以上2件について、市長の報告を求めます。土屋市長。

〔市長 土屋 元君登壇〕

○市長（土屋 元君） ただいま議題となりました報告第5号及び報告第6号について申し上げます。

初めに、報告第5号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告について申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による報告であります。

平成31年度一般会計等の歳入歳出決算に伴い、同法第2条に規定する健全化判断比率を算定したものであり、過日、監査委員の審査に付しましたところ、その審査が終了し、意見書が提出されましたので、議会に報告するものであります。

なお、この内容につきましては、報告書に示したとおりでありますので、これによって御了承いただきたいと存じます。

次に、報告第6号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による報告であります。

平成31年度勝浦市水道事業会計決算に伴い、同法第22条第2項の規定により資金不足比率を算定したもので、監査委員の審査に付しましたところ、その審査が終了し、意見書が提出されましたので、議会に報告するものであります。

なお、この内容につきましても、報告書に示したとおりでありますので、これによって御了承いただきたいと存じます。

以上で、報告第5号及び報告第6号の説明を終わります。

---

○議長（黒川民雄君） それでは、議案第54号ないし議案第58号の決算認定についての提案理由の説明、並びに報告第5号及び報告第6号の地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率、資金不足比率についての報告がなされましたので、本件に関する監査委員の決算審査意見及び財政健全化審査意見、経営健全化審査意見の報告を求めます。西川代表監査委員。

〔代表監査委員 西川 徹君登壇〕

○代表監査委員（西川 徹君） ただいま議長から御指名がございましたので、平成31年度勝浦市一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算、基金運用状況並びに財政健全化に係る審査につきまして、佐藤監査委員ともども慎重に審査いたしました結果について御報告を申し上げます。

初めに、審査に付されました勝浦市一般会計及び各特別会計の決算、基金運用状況について申し上げます。

各会計の歳入歳出決算書及びその他政令で定める書類等が、関係法令に準拠して作成されているか、予算の執行は適正に行われたか、計数は正確であるかの諸点に主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施いたしました。

その結果、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書及びその他政令で定める書類等は、いずれも法令に準拠して作成され、予算の執行は、所期の目的に沿い、適法かつ適正に執行されており、計数も正確で、決算及び基金の運用は適正なものと認められました。

続きまして、勝浦市水道事業会計の決算について申し上げます。

審査に付されました勝浦市水道事業会計の決算書及び附属書類が、関係法令に準拠して作成されているか、経営活動が、地方公営企業法に規定する基本原則に基づき、目的どおり執行されているか、計数は正確であるかの諸点に主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施いたしました。

その結果、水道事業会計の決算書及び附属書類は、いずれも法令に準拠して作成され、経営成績及び財政状況は適正な表示の上、経営活動は基本原則に基づき、目的どおり執行され、計数も正確で、決算は適正なものと認められました。

なお、各会計の決算の概要につきましては、お手元に配付してあります決算審査意見書の中で申し述べてありますので、これにより御承知くださいますよう、お願いを申し上げます。

続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定によります勝浦市財政健全化審査及び勝浦市経営健全化審査を実施いたしましたので、御報告を申し上げます。

初めに、財政健全化審査について申し上げます。

審査に付されました健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうか主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施いたしました。

その結果、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

続きまして、水道事業会計の経営健全化審査について申し上げます。

審査に付されました資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうか主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施いたしました。

その結果、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

なお、財政健全化審査及び経営健全化審査の概要につきましては、お手元に配付してあります財政健全化審査意見書及び経営健全化審査意見書の中で申し述べてありますので、これにより御承知くださいますようお願いを申し上げます。

以上をもちまして、平成31年度勝浦市一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算、基金運用状況並びに財政健全化に係る審査結果についての報告を終わります。

○議長（黒川民雄君） これをもって報告を終わります。

---

## 休 会 の 件

○議長（黒川民雄君） 日程第7、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明9月8日は議案調査等のため休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） 御異議なしと認めます。よって、明9月8日は休会することに決しました。

---

## 散 会

○議長（黒川民雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。  
9月9日は、定刻午前10時から会議を開きますので、御参集を願います。  
本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時57分 散会

---

### 本日の会議に付した事件

1. 諸般の報告
1. 行政報告
1. 会期の決定
1. 会議録署名議員の指名
1. 議案第45号の総括審議
1. 議案第46号～議案第58号の上程・説明
1. 報告第5号～報告第6号の報告
1. 休会の件